

国籍はく奪条項違憲訴訟 控訴審@FUKUOKA



第1回期日
報告集会
第2弾

2024年7月13日(土)
5時00分～
(日本時間)
@Zoomウェビナー

本日の内容

- ▶ 原告からのあいさつ
 - ▶ 期日の内容と今後のスケジュール (5 : 05 ~)
 - ▶ 訴訟外の動き (5 : 35 ~ 5 : 55)
 - ▶ 新しい闘い方の選択肢？
- 😊 休憩 😊
- ▶ 質疑応答とディスカッション (6 : 00 ~ 7 : 00)

1 原告からのあいさつ

期日の内容

- ▶ 控訴人：控訴理由書（2024年2月15日）
- ▶ 国：答弁書（2024年6月18日）
- ▶ 控訴人：準備書面（1） 答弁書に対する反論
- ▶ 準備書面（2） 追加の主張
- ▶ 準備書面（3） 追加の調査結果（法務省ウェブサイトの過去）
- ▶ 人証申出書
- ▶ 文書送付嘱託申出書
- ▶ 控訴人の意見陳述（約10分）

控訴人近藤ユリ 意見陳述

控訴人 近藤ユリ 2024年7月9日 (1/11)

本日は福岡高等裁判所にて陳述の機会をいただきありがとうございます。

2023年12月6日に福岡地方裁判所におきまして、原告敗訴の判決を得ましたが、提訴した時の思いを新たにしつつ、高裁の裁判官の方々にぜひ現在の私の心境をお伝えしたいと考えて本日お話させていただくことにいたしました。

提訴以来、さまざまな観点から国籍法11条1項の問題点について述べてきましたが、本日は法律論ではなく、私自身が現在どのような思いを抱いているかについて、お話いたします。

控訴人 近藤ユリ 2024年7月9日 (2/11)

- 1 まず第一に、世界的な潮流としては圧倒的多数（約80パーセント）の国連加盟国が他国の国籍を取得した自国民の元の国籍を剥奪しない（少なくとも一時的に重国籍を容認する）国籍法に法改正してきているという情勢をもう一度ご確認いただければ、長期的観点からおよび国際競争力や日本国における社会発展のために、必ず近い将来、日本も国会による法改正または裁判による違憲判断により国籍法11条1項のみが厳格に「自己の志望により他国の国籍を取得した日本国民」たちから彼らの人権を踏みにじる形で強制的に日本国籍を剥奪するという現状を改変せざるを得なくなるであろうということをご理解いただけるものと信じます。

控訴人 近藤ユリ 2024年7月9日 (3/11)

- 2 国籍法11条1項が適用される日本国民たちが、国籍法14条適用者が国籍選択の機会を与えられている事実と比較すると、政府の主張にもかかわらず、福岡地裁の判決が「…国籍法に同法11条1項のような内容の定めを設けるにあたり、その者の意思をできる限り尊重すべきことは、憲法13条の規定等の精神に照らして、考慮要因の一つとなり得るものと解される。」（当裁判における2023年12月6日判決要旨2ページ、2行目から4行目）と主張するにもかかわらず、十分な国籍選択意思の尊重が真の意味で与えられておらず、日本国民としての人権を蹂躪された状態にあるという事実がお分かりいただけると信じます。

控訴人 近藤ユリ 2024年7月9日 (4/11)

私自身もこれまでの77年余りの人生において、2004年に米国に帰化した時も含めて「日本国籍を離脱したい」と意思表示をしたことも意思決定をしたこともありません。日本国民として基本的人権を与えられ生まれ生きてきたはずが、突然自己の意思に全く関係なく、一方的に日本国籍を奪われてしまったのです。日本国民であれば、死刑に値するような重罪を犯した場合でも、国民としての権利に基づいて裁判を受ける権利があり、問題となる犯罪が確定するまでは、無罪と仮定されるのが原則ですが、国籍法11条1項は、なんらの法的手続き（裁判や自己の意思の確認など）を経ることもなく、「即時、かつ自動的に剥奪」というのが実施の原則となっているのです。

控訴人 近藤ユリ 2024年7月9日 (5/11)

当裁判の過程（地裁）において、日本政府は国籍法11条1項が適用される者たちの数を把握しまたは個別的に識別することは不可能であると認めつつも、上記のような原則を無理やりに徹底実施しようとしています。私は日本国籍者であったわけですが、日本に居住する重罪犯が与えられているほどの人権も保障されていなかったことになります。国籍を喪失するということは、日本国における生存権を剥奪されるということだからです。

控訴人 近藤ユリ 2024年7月9日 (6/11)

提訴以来、現在に至るまで、毎週少なくとも2, 3通のメールが、私と同様に「自己の志望により他国の国籍を取得」したことを理由に国籍法11条1項が適用され日本の国籍を剥奪された方々から寄せられ、それぞれ悲痛な思いを伝えてきます。それらの方々の大半が他国の国籍を取得したことをひた隠しにし、その事実を世間特に日本国政府に知られることを恐れて生きています。また多くの方々がそれぞれのキャリアが一段落し、退職し、故国日本に戻りたいと希望していますが、国籍法11条1項、またその実質的実施の様相を最近になって知り、「どのようにすれば故国日本に戻り余生を送ることができるか」について悩み私に相談を寄せて来られます。

控訴人 近藤ユリ 2024年7月9日 (7/11)

最近目立って増えているのが、国籍法11条1項が適用されるとは知らずに未成年の子の代理人として行った手続きが、外国籍の志望取得であるとされてしまい、日本の国籍法11条1項が適用されて我が子の日本国籍が剥奪されてしまったという、親御さんからの相談です。「子どもの自己決定の権利を、知らずに蹂躪する結果となって、後悔しようもない。悲しく悔しく、腸（はらわた）が煮えくり返るような思いであり、日本人であることを誇りにしている子どもに対して、日本国籍を剥奪されてしまったということをいまだ伝える勇気もない」というようなコメントが寄せられています。

控訴人 近藤ユリ 2024年7月9日 (8/11)

このような悲痛な訴えを見聞きする度に、なぜ日本国は私自身も含めて悲しく悔しい思いをしている日本人たちを無視して「単一国籍の原則を尊重するため」という理想を理由に、実際には国籍法14条も厳格には適用されず国籍選択をしない重国籍者の数の方が圧倒的に多いのが現状であるにもかかわらず、国籍法11条1項に限定して何故このような「日本国籍者を減らそうとしている」かのような法律の実施を死守しようとしているのか、理解に苦しみます。

控訴人 近藤ユリ 2024年7月9日 (9/11)

私自身の弁護士としての体験を振り返ってみても、米国政府は、「米国籍を離脱したい」と明確に意思表示している米国国籍者に対して、在外領事館員などを動員して、個別的に対面によるインタビューなどを介して、複数回「本当に米国籍を離脱したいのか？一度離脱すれば米国籍に戻ることはできないことを認識しているのか？」と念入りに質問し明確な回答を記録しない限り、米国民の国籍離脱を許さないという原則を徹底しています。「国際的テロリストのリスト」に載るような者でもない限り自動的剥奪などという乱暴な手順で一方的に米国籍を奪うというような場面はありません。

控訴人 近藤ユリ 2024年7月9日 (10/11)

他国の国籍を取得することは、テロリストになったことを意味するような極端に反社会的な行動なのではないでしょうか？なぜ日本国民は、そのような自己の意思を確実に確認するという過程なく簡単にかつ一方的に国籍を奪われるというような、人権意識が希薄であるまたは皆無と言ってよい扱いを受けるのでしょうか？私にとってどう考えても理解できません。日本という国はどのような国なのではないでしょうか。

控訴人 近藤ユリ 2024年7月9日 (11/11)

福岡高等裁判所の裁判官の皆様には、ぜひこのような国籍法11条1項の理不尽さと「単一国籍の原則を守るため」という同条項の起源と継続的实施についての正当化がすでに破綻している現状をご理解いただき、世界の変化、日本社会の内外における（日本に居住する多様な外国人コミュニティと海外に居住する日本人コミュニティの両方を含む）多様化に目を向けていただき、社会の現状に適合しない矛盾に満ちたまた破綻した法律が改正され、私を含む多くの人々の苦痛を取り除く方向での判決を下していただけるよう切にお願いいたします。

以上

当方の書面の内容

(出発点) 福岡地裁判決の画期的な部分

東京訴訟判決の問題点

東京高裁判決は、これから外国国籍を取得しようとしている原告らについて、日本国籍が失われることの不利益を詳細に認定した。（原告となる資格を認めた。）

ところが、国籍法11条1項が違憲かどうかの判断にあたっては、日本国籍は法律によって与えられるに過ぎない地位、だから、喪失させる法律の違憲審査基準は緩やかなもので良い。とした。

(出発点) 福岡地裁判決の画期的な部分

▶ 一方、福岡地裁判決は！

「日本国籍は、我が国の構成員としての資格であるとともに、基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位である（平成20年最高裁判決）。

（１）憲法13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定しているところ、上記のような日本国籍はいわゆるアイデンティティの一要素となるものである。

（２）憲法10条の委任を受けて規定された国籍法は、外国国籍を有する日本国民につき、国籍留保制度(12条)、国籍選択制度(14条)等、その日本国籍を喪失させるに当たって当該日本国民の意思をできる限り尊重する制度を定めている。これらのことを踏まえると、国籍法に自己の志望によって外国国籍を取得した日本国民の日本国籍を喪失させる旨の定めを設けるに当たっても、その者の意思をできる限り尊重すべきことは、憲法13条の規定等の精神に照らして、考慮要因の1つとなり得るものと解するのが相当である。」

この2点を足がかりにして、

（１）日本国籍の現憲法上の意義についての議論をさらに深めて、裁判所に理解させ、審査基準を厳しくしていく。

（２）国籍法全体の中での国籍法11条1項の特異性についての議論をさらに深めて、裁判所に理解させ、平等原則違反を明らかにしていく。

書面は CALL 4 で公開中。

「公正な手続き」から、あるいは「国籍法」で検索

→ **「本人の意思を無視して日本国籍を一方的にはく奪する「国籍法11条1項は違憲」訴訟」**

→ 「訴訟資料」→ 「高裁」（訴訟1）→ 「主張・判決」 & 「その他」です。

▶ 控訴理由書

▶ 準備書面（1）：答弁書に対する反論

- ▶ ①憲法22条2項（国籍を離脱しない自由）
- ▶ ②憲法10条（立法裁量）
- ▶ ③憲法14条（差別的取り扱い）
- ▶ ④憲法98条2項、31条（国連ガイドライン）
- ▶ ⑤国家賠償請求（周知義務違反について）
- ▶ ⑥高佐教授の意見書（甲121）の全記述の援用

当方の書面の内容

- ▶ 準備書面（２）：追加の主張
 - ▶ ①2023年10月26日大法廷違憲決定の枠組み
 - ▶ ②過去の最高裁判決と国籍法11条1項の矛盾
 - ▶ ③朝日新聞アンケート「二重国籍を考える」
 - ▶ ④令和5年度重要判例解説から、松本和彦教授、館田晶子教授の解説
- ▶ 準備書面（３）：法務省ウェブサイトの過去を暴く！！

▶ 2023年10月25日、最高裁大法廷違憲決定

	2023年10月25日最高裁大法廷 違憲決定 (性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関 する法律3条1項4号)	国籍法11条1項
被侵害利 益	重要な権利	重要な法的地位
制約の目 的の評価	①懸念される問題が生じることは極めてまれ ②代替手段がある ③問題が起きていない ④問題が起きるとも考えられない ⑤制約の必要性の低下	①懸念される問題が生じることは極めてまれ ②代替手段がある ③問題が起きていない ④問題が起きるとも考えられない ⑤制約の必要性の低下
目的と手 段の均衡 の評価	⑥合理的関連性の消滅 ⑦過酷な二者択一 ⑧制約を課さない国の増加	⑥合理的関連性の消滅 ⑦過酷な二者択一 ⑧制約を課さない国の増加
結論	憲法13条に違反する	憲法22条2項、13条、10条等に違反する。

国籍法11条1項の周知義務について

- ▶ 国「被控訴人は、昭和59年5月25日に国籍法11条1項を適法に公布しており、既に国民一般に周知しているといえるところ、これ以上に特定の公務員が国籍法11条1項の規定を周知するために何らかの行為を行う職務上の法的義務を有すると解する根拠はなく、控訴人はこの点につき、何ら主張していない。」→法的根拠なんて当たり前過ぎて主張するまでもないと考えていたが、そう言われては仕方がない。ということで、
- ▶ **法務省設置法（任務）第三条** 法務省は、基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、**国民の権利擁護**、国の利害に係る争訟の統一的かつ適正な処理並びに出入国及び外国人の在留の公正な管理を図ることを**任務とする**。
- ▶ **憲法15条2項**「全体の奉仕者」、**13条**（日本国籍保持の重要性）

国籍法11条1項の周知義務について

- ▶ 国「国は、法務省ホームページにおいて、国籍法11条1項の規定の内容を周知していることから（甲第4号証）、「被告は、それらの方法（引用者注：義務教育で教えたり、旅券に解説を印刷したり、ポスターを旅券事務所に掲示したり、旅券申請者にチラシを配布したりするなどして、国籍法11条1項につき周知）を行うことなく漫然と時を過ごし」ていた（訴状・270ページ）という原告の主張は失当である。」（原審の被告準備書面（1））
- ▶ 国の主張が後退してきてる気がして、気になってINTERNET ARCHIVE WayBack Machine (<https://web.archive.org/>)を使って調べてみると・・・

国籍法11条1項の周知義務について

- ▶ 2002年11月20日時点では「国籍Q&A」は存在せず、国際結婚や海外での出生等に関する涉外戸籍の説明と、国籍選択に関する解説があるのみで、国籍法11条1項について甲第4号証と同様の説明をする「国籍Q&A」の存在が初めて確認できたのは2007年7月20日。

- ▶ 国は、控訴人が米国国籍取得のための準備を進めていた2004年より前の時点では、法務省ホームページにおいて、国籍法11条1項についての周知は行っていなかった。

→国が反論しなかったということは、この指摘のとおりということ。

裁判所はそれを前提に判決を書く。

その他の書面

- ▶ 証拠申出書（人証申請） 却下。
- ▶ 文書送付嘱託申立書 却下。

仕方がない。

こんなこともあろうかと、

高佐教授の意見書の全陳述の援用（準備書面（１））、

最高裁大法廷決定の指摘（準備書面（２））

をしておきました。

今後のスケジュール

▶ 次回期日 2024年10月10日（木）13時25分から

3 訴訟外の動き

3 訴訟外の動き（1）

- ▶ 東京訴訟、最高裁に再審の訴えの状況

→ 6月17日、再審の再審の訴えの棄却決定。

→ ふざけんな！

ということで、続報は[支援ネットワークのサイト](#)で近日公開予定です。

- ▶ 京都発！ 大阪訴訟（9月11日11時、第9回口頭弁論）

[CALL4](#)で「訴訟3」として情報発信中。

- ▶ 子どもの日本国籍はく奪・英国訴訟（10月17日13時15分判決言渡し）

[CALL4](#)で「訴訟2」として情報発信中。

3 訴訟外の動き（2）

- ▶ 1月28日 立命館アジア太平洋大学 Dual nationality in Japan
- ▶ 4月17日 近藤博徳弁護士が、AbemaTVに出演！ 日本でも「二重国籍」を認めるべき？なぜドイツは全面解除？ パックン「外国人は帰化できるのに、日本人が海外の国籍を取れないのはかわいそう」
- ▶ 4月30日 東京MXテレビの朝のニュース番組（堀潤モーニングFLAG）「日本は“二重国籍”を認めるべき？」（近藤ユリさんコメント）
- ▶ 6月 1日 Center for Inclusive Leadership Conference
- ▶ 6月 8日 移住連全国ワークショップ

3 訴訟外の動き（3）

▶ 日弁連ウェブサイト

[「わかりやすい国籍法Q&A」（詳細版）](#)

[「わかりやすい国籍法Q&A」（簡易版）](#)

まだまだ他にも！

支援ネットワークのサイトや、CALL4のページで、
どんどん紹介していきます！！

4 新しい闘い方の選択肢？

- ▶ 戸籍の記載事項訂正審判の申し立て
- ▶ 戸籍の記載が法律上許されない場合、錯誤又は遺漏がある場合及び創設的届出が無効である場合に、戸籍の訂正をするには、家庭裁判所の許可が必要です。
(裁判所ホームページ)
- ▶ 国籍喪失届を出した人が、戸籍のある土地の家庭裁判所に提起する。国籍法11条1項は違憲無効だから、除籍は法律上許されない、と主張する。これこういう事情があったからやむを得ない外国国籍取得であり、「自己の志望」によるものではない、などの個別の事情も説明し主張する。
- ▶ 収入印紙800円と予納郵券
- ▶ 口頭弁論は開かれない。
- ▶ 棄却されたらすぐに即時抗告をして（家事事件手続法85条、231条5号）、さらには特別抗告（同94条）へ進む。

休憩（日本時間 5時50分再開）



Twitter こくせきたろう

<https://twitter.com/kokusekitaro>

おなじみ！

からい！



からい！

今回も、購入しました！4つ！

からい！



からい！

4 質疑応答とディスカッション

近藤ユリ法律相談室 <https://yurikondo.com/>

- ▶ 領事館・大使館の職員の対応がおかしい、説明が誤っていないか、違法ではないか。（事例集積）
- ▶ （説明内容や強要について）法的根拠を示してください、と尋ねてみる。
- ▶ 弁護士を通じて、領事館・大使館、外務省本省に抗議してみる。
- ▶ 日本は複数国籍を禁止していない、減らそうとしているだけ。（日弁連パンフレット。簡易版を印刷して携帯しておく。）

「わかりやすい国籍法Q&A」（詳細版）

「わかりやすい国籍法Q&A」（簡易版）

- ▶ 国会議員への働きかけルート。
- ▶ 東京訴訟の最高裁棄却決定の影響は？

あまり心配しなくて良いのでは。この棄却決定は、裁判官にとって、内容が不明瞭な一つの資料に過ぎない。裁判官は自分の頭で考える。実際、棄却決定の後に出た福岡地裁判決は、東京高裁判決からさらに進んだ内容になっている（アイデンティティ、社会情勢の変化により違憲となる可能性など）。また、準備書面（２）で最高裁棄却決定のおかしさを裁判官に伝えておいた。

▶ 夏バテに注意。

▶ 良い週末をお過ごしください！

次回判決期日

2024年10月10日（木）
13時25分



引き続き訴訟へのご注目とご支援をよろしくお願いいたします！！

近藤ユリ法律相談室 <https://yurikondo.com/>

CALL4

本人の意思を無視して日本国籍を一方的にはく奪する
「国籍法11条1項は違憲」訴訟

国籍はく奪条項違憲訴訟 支援ネットワーク
<http://yumejitsu.net/>